

成年後見制度の改正後の民事信託ニーズ

現在、法制審議会にて、成年後見制度の改正が議論されています。成年後見は、かねてより使い勝手の悪さが指摘されており、これを補う目的で民事信託が普及してきた側面があると思います。日々の依頼者の方とのお話や、他の事務所・事業者のセミナー資料などから、使い勝手が悪いとされるポイントは主に以下の2点かと思われます。

(1) 知らない専門家が後見人に選ばれ、財産を握られてしまい、費用もかかる。

→実際にはいくつか基準が設けられ、家族が後見人に選ばれるケース、後見制度支援信託の利用となるケースもありますが、最終的な判断は事案の全体を見て家庭裁判所が決定するため、どのようになるかははっきりしたことは事前にはわかりません。

(2) 被後見人が亡くなるまで継続するため、(1)の状態が長期間にわたる。

→成年後見は、利用が必要となる何らかの目的(ご本人の自宅を売却したい、ご本人が相続人となっている相続の遺産分割協議をしたい等)を遂げるために申立てをすることが多いのですが、無事に目的が遂げられたあともご本人が亡くなるまで継続します。

さて、現在、法制審議会でも議論されている大きな改正ポイントとして、①後見をスポットで利用できるようにする、②後見を期限付きにして更新制にする、というものがあるようです。我が国の後見制度は、ある意味過剰で、本人の意思決定支援の範疇を超えていると世界から批判されてきたところであり、今回そこにメスが入る形となります。特に①の「スポット後見」が現実になるとインパクトは大きいでしょう。

仮にこの法案が通ると、現在の民事信託実務にはどのような影響があるのでしょうか。

私の事務所に相談に来られる依頼者の方で圧倒的に多いのは、将来の自宅売却と預金の凍結を心配されるケースです。もちろん、成年後見制度を使えば両方対処できるケースが多いのですが、やはり先の(1)(2)が気になる様子です。

＜将来の自宅の売却リスク＞

もし、今回の改正法が施行されたら、後見がスポットで利用できるようになるため、将来の自宅の売却不安は大きく減少すると思われます。

ただし、依頼者の方の中には、後見ではスピーディに売却できない点を気にされる方もいらっしゃいます。後見がスポットで利用できるようになっても、後見申立て、自宅の売却許可、という2つの裁判をやる必要は残るでしょう。準備を始めてすべての決定が出るまで、どうしても1~2か月程度はかかってしまうと思われます。柔軟性という点では民事信託には優位性があると思われます。ただ、こちらも売却活動と同時に申立て準備を進めることもできるので、かなり限られたニーズになるように思います。

＜預金の凍結リスク＞

次に、預金が凍結されてしまった場合はどうでしょうか。

司法書士の仲間内で聞くと、最近では、例えば窓口で親族が認知症であると告げただけで、事実や程度の確認もせずに預金凍結されるケースも増えているようです。他には、ご本人がATMで暗証番号を所定回数以上間違えてしまい、窓口で手続きせざるを得なくなってしまった場合などは典型例でしょうか。この場合も、スポットで成年後見を利用すれば、とりあえずの解凍はできるでしょう。

いずれにしろ、現時点でも預金に関しては金融機関が様々な対応を準備し始めていることに加え、後見制度改正が行われると、民事信託のニーズは極めて限定的になると思われます。

＜スポット後見が終わったあとの財産管理はどうなる？＞

こちらも併せて法制審議会でも議論されていると

ころかと思います。先述した世界的な後見制度の潮流から見れば、以後の財産管理は完全にサポートがなくなり、本人・家族の自治に任せることになる可能性もあると考えられます。

もちろん、ケースによってはそれでは不十分ということもあるでしょう。その場合は、預金を普段使いの小さいものと当面使わない大きなものに分けて、後者を後見制度支援信託に入れ、後見人を家族に変更することが考えられるでしょうか(現在もある方法です)。この方法だと後見自体は継続しますので、家族が定期的に家裁に業務報告をする必要があります。この点に不安を感じる家族には民事信託のニーズは残るのかもしれませんが(民事信託も受託者は委託者兼受益者に報告する義務があります)。

<将来の遺産分割に備えた民事信託は残る？>

相続人の中に認知症患者の方がいると、被相続人が亡くなった際の遺産分割のために成年後見制度を利用しなければなりません。そして、後見人が遺産分割をするには、被後見人の法定相続分は確保する義務があります。これによって、例えば、様々な理由から柔軟な遺産分割(全部長男に相続させたい、不動産は長男・現預金は母に相続させたい等)をしたくとも、これがかなわず、後で家族が困るというケースもあります。

この点については、被後見人の利益確保の観点による取り扱いですから、後見では引き続き柔軟な遺産分割はできない可能性がありますので、遺言や受益者連続型信託での備えが力を発揮するでしょう。

<変更できない遺言としての民事信託は残る？>

私もあまり意識しなかったのですが、最近、民事信託を遺言の代わりにすることで書き換えができないようにするというニーズがあるようです。

信託は遺言と同じような効果があるところ、別段の定めにより変更を制限することが可能です。対して、遺言は民法で変更ができるものとして規定されており、変更可能性を制限することができません。誰かに言いくるめられての遺言の書き換えを防ぎたいのかもしれませんが、誰のための信託なのかと首をかきげたくなる発想ではあります。が、こちらは、後見とは関係のない部分ですので、今後もニーズとして残るのかもしれませんが。

<相続税対策や投資目的の信託は残る？>

資産を柔軟に動かして相続税対策をしたいというニーズはあると思います。こちらは、後見制度では引き続き対応できないため残ると思われます。

また、最近では、親の資産管理をするにあたって、

ある程度投資にまわしたいという方も増えてきました。こちらにも特別な事情がない限り、本人の財産保護(現状維持)の観点から引き続き後見では難しいと思われまますので、信託のニーズは残ると思われまます。

(司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事)